

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言いたします。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のお取引先様を通じて、その先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また当社は、日本自動車車体工業会を通じ、業界連携による自動車関連企業の資金調達を支援する「助け合いプログラム」によるお取引先様の支援にも取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様から申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合にも、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

型の取扱いに関する覚書を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、お取引先様に対して、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③手形などの支払条件

下請代金は要請があった場合は可能な限り現金で支払うことを協議します。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得たお取引先様の知的財産権やノウハウに関して、お取引先様に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼすお取引先様への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するように努めます。

3. その他

当社は、「振興基準の遵守」を推進する為、社内教育の実施や、お取引先様とのコミュニケーションを継続的に実施して参ります。

令和2年8月31日

日産車体株式会社

企 業 名

取締役社長 吉村 東彦

役職・氏名（代表権を有する者）